

## 所沢市地図等の複製又は使用承認について

市が作成した全図・現況図・都市計画図は測量法の公共測量成果又はその複製物にあたるため、下記の利用の場合、複製又は使用承認の申請が必要となります。

### 【複製承認が必要な利用】

- 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
- 有償であるか無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報の書籍、パンフレットまたはCD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
- 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの

### 【使用承認が必要な利用】

- 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの
- 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの

### 【複製又は使用承認が不要となる利用】

以下の利用方法による複製、使用については承認の申請は不要です。

- 不特定多数のものに提供しない
    - ・私的利用
    - ・社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
    - ・特定のものに対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
    - ・論文、試験問題に利用
    - ・一時的な資料として利用（利用後保管せず廃棄する場合等）
  - 測量成果としての正確さを要しないもの
    - ・博物館等における展示物として利用
    - ・テレビ番組での利用
    - ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入
- ※地図の大きさや挿入の仕方によっては、複製又は使用承認が必要になる場合があります。

○その他の利用や手続きについては、下記担当課までお問い合わせください。

所沢市街づくり計画部都市計画課

TEL：04-2998-9192

FAX：04-2998-9163

E-mail：a9192@city.tokorozawa.lg.jp